○叙勲

旭日小綬章を授けられる
（東京都杉並区議会議員）　小泉　靖男

旭日単光章を授けられる（以上六月十九日）
山口　保

旭日双光章を授けられる（六月二十日）
（姫路市議会議員）　今榮　進一

旭日単光章を授けられる（六月二十一日）
役重　正則

瑞宝小綬章を授けられる
高橋　秀信

瑞宝単光章を授けられる（以上六月十九日）
岩田　三治　岸尾　一徳　木村　堅二
小林　隆司　田内　俊彦　辻田　光則
野田弘二郎

瑞宝双光章を授けられる（各通）（以上六月十九日）
岡野　武夫　黒柳　正男　小橋　晴光
近藤　吉徳　平山　季雄　前田　忠男
横山　恒廣

瑞宝双光章を授けられる（各通）
梅田　弥生

瑞宝単光章を授けられる（以上六月二十日）
（京都市立芸術大学名誉教授）　木下　章

瑞宝小綬章を授けられる
石田　紀宣　遠藤　正信　鈴木　貞男
千々岩保住　冨林　宰　平井　満男
水本志津代

瑞宝双光章を授けられる（各通）
佐藤　良二　未岡　輝公　中村　光徳

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上六月二十一日）
山本　和夫

瑞宝双光章を授けられる
高井　春夫

瑞宝単光章を授けられる（以上六月二十二日）
佐々木茂男　平位　明

瑞宝双光章を授けられる（各通）
新宮　優

瑞宝単光章を授けられる（以上六月二十三日）
山田　廣

瑞宝単光章を授けられる（六月二十四日）
玄蛇　正剛

瑞宝双光章を授けられる（六月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、サモア国国家元首トゥイアトゥウ・イマレアリイファファノ・ヴァアレトア・スアラウヴィ2世殿下の国家元首就任につき、七月二十五日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、インド国大統領ラーム・ナート・コヴィンド閣下の大統領就任につき、七月二十五日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年7月28日

東北地方整備局長　津田　修一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	釜石市嬉石町2丁目7番6から同市松原町3丁目49番1まで
一般国道	45号	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里1丁目314番1から同町吉里吉里3丁目40番1まで

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年7月28日

中国地方整備局長　川崎　茂信

道路の種類	路線名	区間
一般国道	54号	雲南市木次町山方338番1から同市木次町山方1133番39までの上り線
一般国道	54号	雲南市木次町里方1362番3から同市木次町山方1133番39までの下り線

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条の規定に基づき、公示する。

平成29年7月28日

関東運輸局長　持永　秀毅

記

（単位地域の名称）
横浜地域
（登録実施機関の名称）
一般財団法人神奈川タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
神奈川県横浜市中区日ノ出町2丁目130番地
（変更前の登録実施機関の代表者名）
上野　孝
（変更後の登録実施機関の代表者名）
野並　直文
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般財団法人神奈川タクシーセンター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
神奈川県横浜市中区日ノ出町2丁目130番地
（登録番号）
横浜一2号
（変更年月日）
平成29年6月26日

（単位地域の名称）
神奈川県B
（登録実施機関の名称）
一般財団法人神奈川タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
神奈川県横浜市中区日ノ出町2丁目130番地
（変更前の登録実施機関の代表者名）
上野　孝
（変更後の登録実施機関の代表者名）
野並　直文
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般財団法人神奈川タクシーセンター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
神奈川県横浜市中区日ノ出町2丁目130番地
（登録番号）
神奈川B一1号
（変更年月日）
平成29年6月26日

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目1番3号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第7項の規定に基づく、下記3に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記3に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　全国

3　適用する使用者

(1)　船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　はしけ
②　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第1項各号に掲げる船舶
③　海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶
④　平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

(2)　船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　遠洋区域を航行区域とする船舶
②　近海区域を航行区域とする船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

平成29年7月28日

交通政策審議会会長　古賀　信行